

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成二十七年二月三日  
参議院総務委員会〕

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、より効果的で経済活性化に真に資する地方公共団体による事業計画の策定・実施を実現するため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、年度途中に増額した地方交付税の取扱いについては、当年度における地方公共団体の財政需要に留意しつつ、地方公共団体の意見を十分に踏まえた対応をとること。

二、震災復興特別交付税については、東日本大震災の被災団体における復旧・復興を加速化する観点から、被災団体の様々な需要に対して柔軟に対応することができるよう、適切な措置を講じるとともに、引き続き、過大交付等が生じることのないよう、地方公共団体における適正な算定事務の執行に万全を期すこと。

三、巨額の借入金を抱える地方財政の現状に鑑み、補正予算に伴い発生する地方負担については、適切な対応をとること。

右決議する。